

後遺障害等級認定表（自動車損害賠償補償法施行令別表（労働能力喪失表））

（平成22年6月22日以降に発生した事故について適用）

別表第1（第2条関係）

等級	介護を要する後遺障害	保険金額	赤い本基準の慰謝料(逸失利益を除く)	労働能力喪失率
第1級	1 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	4000万円	2800万円	100/100
	2 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの			
第2級	1 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	3000万円	2370万円	100/100
	2 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの			

別表第2（第2条関係）

等級	後遺障害	保険金額		労働能力喪失率
第1級	1 両眼が失明したもの	3000万円	2800万円	100/100
	2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの			
	3 両上肢をひじ関節以上で失つたもの			
	4 両上肢の用を全廃したもの			
	5 両下肢をひざ関節以上で失つたもの			
	6 両下肢の用を全廃したもの			
第2級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になつたもの	2590万円	2370万円	100/100
	2 両眼の視力が0.02以下になつたもの			
	3 両上肢を手関節以上で失つたもの			
	4 両下肢を足関節以上で失つたもの			
第3級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になつたもの	2219万円	1990万円	100/100
	2 咀嚼又は言語の機能を廃したもの			

	<ul style="list-style-type: none"> 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5 両手の手指の全部を失つたもの 			
第4級	<ul style="list-style-type: none"> 1 両眼の視力が0.06以下になつたもの 2 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力を全く失つたもの 4 1上肢をひじ関節以上で失つたもの 5 1下肢をひざ関節以上で失つたもの 6 両手の手指の全部の用を廃したもの 7 両足をリスフラン関節以上で失つたもの 	1889万円	1670万円	92/ 100
第5級	<ul style="list-style-type: none"> 1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になつたもの 2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4 1上肢を手関節以上で失つたもの 5 1下肢を足関節以上で失つたもの 6 1上肢の用を全廃したもの 7 1下肢の用を全廃したもの 8 両足の足指の全部を失つたもの 	1574万円	1400万円	79/ 100
第6級	<ul style="list-style-type: none"> 1 両眼の視力が0.1以下になつたもの 2 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの 4 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離ではふつうの話し声を解することができない程度になつたもの 5 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの 	1296万円	1180万円	67/ 100

	<p>6 1 上肢の3大関節中の2関節の用を廃した もの</p> <p>7 1 下肢の3大関節中の2関節の用を廃した もの</p> <p>8 1 手の5の手指又はおや指を含み4の手指 を失ったもの</p>			
第7級	<p>1 1 眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になつ たもの</p> <p>2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距 離ではふつうの話声を解することができな い程度になつたもの</p> <p>3 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メー トル以上の距離では普通の話声を解するこ とができない程度になつたもの</p> <p>4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易 な労務以外の労務に服することができない もの</p> <p>5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務 以外の労務に服することができないもの</p> <p>6 1 手のおや指を含み3の手指を失つたもの 又はおや指以外の4の手指を失つたもの</p> <p>7 1 手の5の手指又はおや指を含み4の手指 の用を廃したもの</p> <p>8 1 足をリスフラン関節以上で失つたもの</p> <p>9 1 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残 すもの</p> <p>10 1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残 すもの</p> <p>11 両足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>12 外貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>13 両側の睾丸を失つたもの</p>	1051万円	1000万円	56/ 100
第8級	<p>1 1 眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下 になつたもの</p> <p>2 脊柱に運動障害を残すもの</p> <p>3 1 手のおや指を含み2の手指を失つたもの 又はおや指以外の3の手指を失つたもの</p>	819万円	830万円	45/ 100

	<p>4 1手のおや指を含み3の手指の用を廃した もの又はおや指以外の4の手指の用を廃した もの</p> <p>5 1下肢を5センチメートル以上短縮したも の</p> <p>6 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃した もの</p> <p>7 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃した もの</p> <p>8 1上肢に偽関節を残すもの</p> <p>9 1下肢に偽関節を残すもの</p> <p>10 1足の足指の全部を失つたもの</p>			
第9級	<p>1 両眼の視力が0.6以下になつたもの</p> <p>2 1眼の視力が0.06以下になつたもの</p> <p>3 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残す もの</p> <p>4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すも の</p> <p>6 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの</p> <p>7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普 通の話声を解することができない程度にな つたもの</p> <p>8 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解す ることができない程度になり、他耳の聴力が 1メートル以上の距離では普通の話声を解 することが困難である程度になつたもの</p> <p>9 1耳の聴力を全く失つたもの</p> <p>10 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服す ることができる労務が相当な程度に制限さ れるもの</p> <p>11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服すること ができる労務が相当な程度に制限されるも の</p> <p>12 1手のおや指又はおや指以外の2の手指を 失つたもの</p>	616万円	690万円	35/ 100

	<p>13 1手のおや指を含み2の手指の用を廃した もの又はおや指以外の3の手指の用を廃し たもの</p> <p>14 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失 つたもの</p> <p>15 1足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>16 外貌に相当程度の醜状を残すもの</p> <p>17 生殖器に著しい障害を残すもの</p>			
第 10 級	<p>1 1眼の視力が0.1以下になつたもの</p> <p>2 正面を見た場合に複視の症状を残すもの</p> <p>3 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの</p> <p>4 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普 通の話声を解することが困難である程度に なつたもの</p> <p>6 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解す ることができない程度になつたもの</p> <p>7 1手のおや指又はおや指以外の2の手指の 用を廃したもの</p> <p>8 1下肢を3センチメートル以上短縮したも の</p> <p>9 1足の第1の足指又は他の4の足指を失つ たもの</p> <p>10 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著し い障害を残すもの</p> <p>11 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著し い障害を残すもの</p>	461万円	550万円	27/ 100
第 11 級	<p>1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動 障害を残すもの</p> <p>2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>3 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>4 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小 声を解することができない程度になつたも の</p> <p>6 1耳の聴力が40センチメートル以上の距</p>	331万円	420万円	20/ 100

	<p>離では普通の話声を解することができない程度になつたもの</p> <p>7 脊柱に変形を残すもの</p> <p>8 1手のひとさし指、なか指又はくすり指を失つたもの</p> <p>9 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの</p> <p>10 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p>			
第 12 級	<p>1 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>2 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>3 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>4 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの</p> <p>5 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの</p> <p>6 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>7 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>8 長管骨に変形を残すもの</p> <p>9 1手のこ指を失つたもの</p> <p>10 1手のひとさし指、なか指又はくすり指の用を廃したもの</p> <p>11 1足の第2の足指を失つたもの、第2の足指を含み2の足指を失つたもの又は第3の足指以下の3の足指を失つたもの</p> <p>12 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの</p> <p>13 局部に頑固な神経症状を残すもの</p> <p>14 外貌に醜状を残すもの</p>	224 万円	290 万円	14/ 100
第 13 級	<p>1 1眼の視力が0.6以下になつたもの</p> <p>2 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの</p> <p>3 1眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</p>	139 万円	180 万円	9/ 100

	<p>4 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまっげはげを残すもの</p> <p>5 5 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>6 1 手のご指の用を廃したもの</p> <p>7 1 手のおや指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>8 1 下肢を 1 センチメートル以上短縮したものの</p> <p>9 1 足の第 3 の足指以下の 1 又は 2 の足指を失ったもの</p> <p>10 1 足の第 2 の足指の用を廃したものの、第 2 の足指を含み 2 の足指の用を廃したものの又は第 3 の足指以下の 3 の足指の用を廃したものの</p> <p>11 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</p>			
第 14 級	<p>1 1 眼のまぶたの 1 部に欠損を残し又はまっげはげを残すもの</p> <p>2 3 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>3 1 耳の聴力が 1 メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの</p> <p>4 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>5 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>6 1 手のおや指以外の手指の指骨の一部を失つたもの</p> <p>7 1 手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなつたもの</p> <p>8 1 足の第 3 の足指以下の 1 又は 2 の足指の用を廃したもの</p> <p>9 局部に神経症状を残すもの</p>	75 万円	110 万円	5/10 0

備考

- 1 視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異状のあるものについては、矯正視力について測定する。
- 2 手指を失つたものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失つたものをいう。
- 3 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（おや指にあつては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 4 足指を失つたものとは、その全部を失つたものをいう。
- 5 足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失つたもの又は中足指節関節若しくは近位指節間関節（第1の足指にあつては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 6 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であつて、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とする。

外貌醜状に関し、平成22年6月22日以前の事故についての等級は、以下のとおりである。

- | | |
|---------|------------------|
| 第7級12号 | 女子の外貌に著しい醜状を残すもの |
| 第12級14号 | 男子の外貌に著しい醜状を残すもの |
| 第12級15号 | 女子の外貌に醜状を残すもの |
| 第14級10号 | 男子の外貌に醜状を残すもの |